

大江町合併処理浄化槽修繕事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の修繕を行う者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (3) 修繕 設置から20年以上経過した合併処理浄化槽本体、槽内仕切板等の修繕をいう。
- (4) 修繕費 合併処理浄化槽の修繕（ブロワ、管渠（流入、放流管）の修繕費、消耗品費を除く）に要する設計費、本工事費及び工事監理費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた大江町の公共下水道認可区域の一部及び農業集落排水事業整備計画区域以外の区域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 居住する住宅（併用住宅を含む。）又は集会施設の合併処理浄化槽を管理する者
- (2) 補助金申請年度の3月15日までに実績報告書を提出できる者
- (3) 保守点検や清掃等、浄化槽法に基づく適正な維持管理をしている者
- (4) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し、今後も受検する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助対象者とはならない。

- (1) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- (2) 町税等の滞納がある者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、修繕費の額が10万円以上の修繕に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の50パーセント以内とし、10万円を上限とする。

2 前項により算出された補助金の額に千円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書(様式第1号)に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 位置図(住宅地図の写し等)
- (3) 現況の写真(着工前)
- (4) 修繕事業に係る見積書の写し
- (5) 保守点検業者による修繕の必要性等が確認できる資料(点検記録簿等の写し)
- (6) 公簿等の閲覧同意書(申請時において町外に住所を有する者の場合は納税証明書)
- (7) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第9条 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減が伴う修繕費用及び修繕内容の変更
- (2) 施工者の変更

(実績報告書)

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書(様式第5号)に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第2号)
- (2) 施工業者による完了証明書(様式第6号)
- (3) 修繕事業に係る領収書の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。